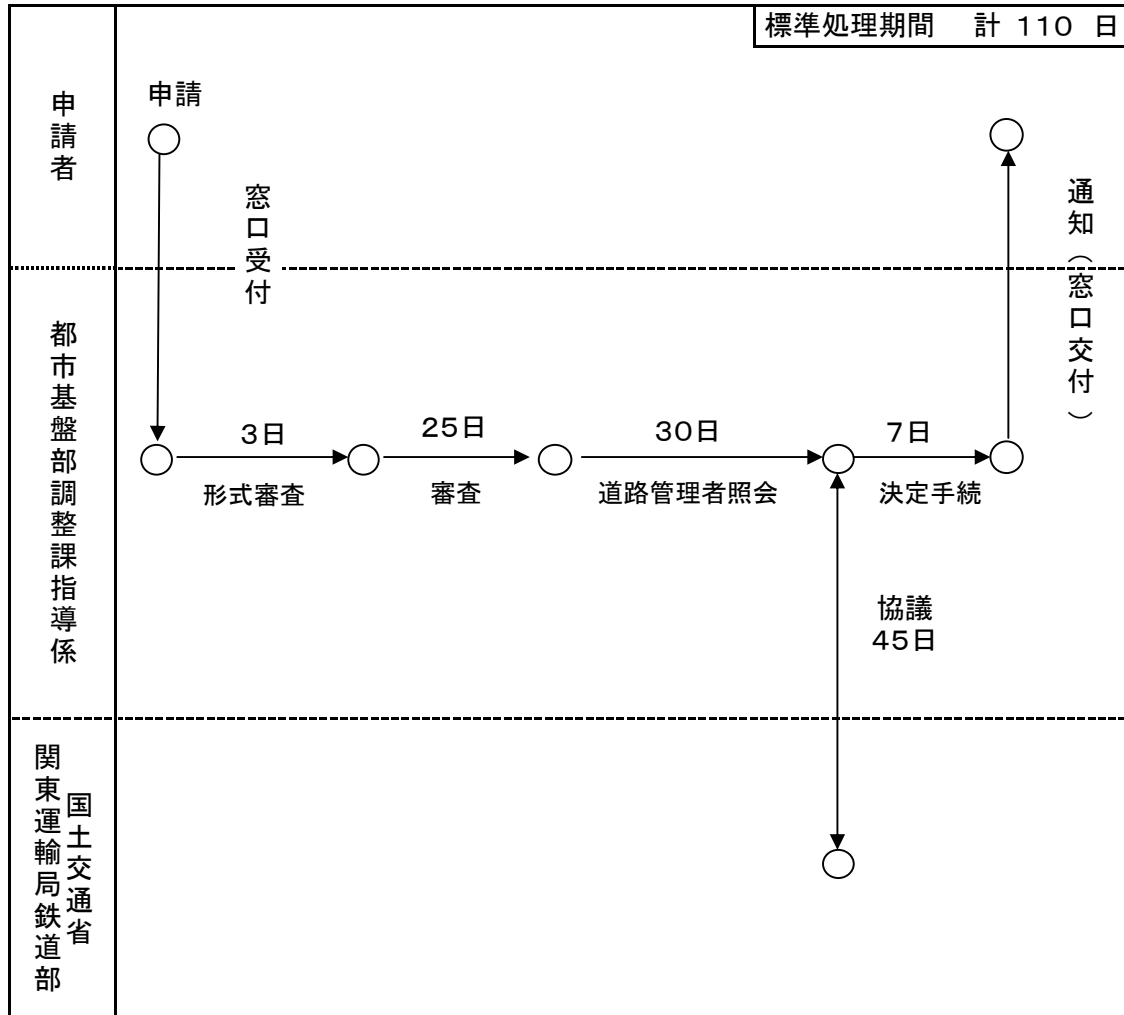


事務処理フロー図

事務名 軌道法／線路又は工事方法書の記載事項の変更の認可

作成部署 都市整備局都市基盤部調整課指導係 電話30-418

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類・図面がそろっているかどうかを審査します。
2	審査	申請内容が軌道法関係法令において適正かどうか審査します。
3	道路管理者照会	道路管理者に対し申請内容に関する意見照会を行います。
4	関東運輸局協議	国土交通省関東運輸局鉄道部に対し、認可の諾否について協議を行います。
5	決定手続	認可の諾否について調整課長が決定します。
6	通知	認可書を作成し、それをもって申請者に通知します。